

1 工事検査の基本事項

② ー 検査対象工事

工事検査通信 No.2

発行：H28年4月13日

出納局 工事検査課



主任、おはようございます。
この前、工事検査課の場所を聞いたので、名簿で確認しました。
皆さんで、県内の検査をやってるんですね。

課長と副課長は、検査に出ないんだ。
何やってんだらうね。



皆さん、ベテランですね。

検査を行うのだから、若手職員には無理だよ。
いろいろ、変わった人もいるけど。



どこにも、おかしい方はいますからね、主任。
ところで、『県が発注した工事でも
工事検査課が全てを検査するのではない』
との話でしたが、どんな区分けなんですか？

工事検査課は、
農林水産部と土木部だけを対象にしているんだ。
だから、全部じゃないのよ。
財務規則に書いてあるよ。



それじゃ、両部の工事であれば、本庁の発注でも、
どこの公所の発注でも、少額であっても、
工事検査課の対象になるんですね？

そう。
財務規則で、発注者も金額も限定していない。
工事だったら、出納局長に検査請求しないとイケない。
逆に、委託や製造は、
工事でないから、その対象にはならない。



でも、環境創造センターは、
生活環境部だったはずですけど、
工事検査課の検査員が来たって聞きましたよ。

ああ、それは受託工事なんだ。





受託工事って何ですか？

土木部には、営繕課って課があるんだ。
土木部以外の事業でも、
『土木部で、設計や監督して欲しい』って
頼まれた工事を受託している。
結果として、土木部に属する工事になって、
工事検査課の対象になる訳よ。



そうなんですね。
今やってる県庁舎の耐震工事は、その受託工事でなく、
自前でやっているということですね。

そうそう。
確か、総務部だったと思うよ。



ところで、まだ質問があるんですが。
どうして工事検査課は、出納局にあるんですか。

いろいろあったからね。
今度、教えてあげるから。



●本日のポイント

農林水産部及び土木部の所管に属する請負工事（受託工事を含む）は全
て、出納局長に検査請求しなければなりません。
（福島県財務規則第273条の3）

【財務規則抜粋】

（農林水産部及び土木部の工事の検査）

第二百七十三条の三

第二百七十三条第一項及び第五項並びに前条第一項の規定にかかわらず、
農林水産部及び土木部の所管に属する工事の請負契約にあっては、契約権者
は、工事の検査をする必要が生じたときは、出納局長に対し当該検査を実施す
べき旨の請求をしなければならない。

（平一九規則三四・追加）

【登場人物の設定】

○福島県出先の某発注機関



： 的丸(ママル) 主任



： 浩二(コウジ) 技師